

政治経済学会 ニュースレター

Japan Association of Political Economy 第2号 2010年11月

本号の目次

1. 第1回政治経済学会総会・研究会をふりかえって
2. 政治経済学会規約
3. 事務局だより

第1回政治経済学会総会・研究会をふりかえって

第1回政治経済学会総会・研究会を振り返って

久保 慶一

さる2010年3月6日(土)に、政治経済学会の第1回研究会・総会が開催されました。分科会の一部と共通論題は、早稲田大学政治経済学術院を拠点として展開されているグローバルCOE「制度構築の政治経済学—期待実現社会に向けて—(GLOPE II)」との共催によるものです。政治経済学会としての出発を飾る本研究会・総会は、本学会やGLOPEIIが確立を目指している政治経済学とは何かという大きなテーマを考えるうえで大変興味深い内容であったと思います。

自由論題では、2つのパネルが組織されました。政治思想から国際関係史、経済学に至るまで、幅広い分野の報告が並び、政治経済学という学問の幅広さを如実に示していたように思います。2009年度の早稲田政治学会に続き、政治学と経済学の大学院生がひとつの場に集まって研究発表を行う機会を提供することができたことは、当学会の今後の発展にとって重要であったと考

えます。とくに、2009年度の研究大会では政治と経済が別個のパネルに組織され、パネルの中での政治学と経済学の対話がなかったのに対し、今年度は、1つのパネルに政治学と経済学の報告が含まれたことが重要な進展でした。

GLOPEIIとの共催で開催された連続分科会「政治経済学の規範理論」では、政治思想の分野における研究が政治経済学的な視点から議論され、政治経済学における政治思想の重要性が明らかになったように思います。他方、もう1つの分科会「政治学は保険医療を語るか」では、保険医療というテーマに対し、実証的な現代政治学や政治思想など多様なアプローチからの研究発表が行われました。いずれの分科会も、政治経済学という多様な学問を基盤とする当学会ならではの興味深い企画であったと考えます。

GLOPEIIとの共催で開催された共通論題では、2009年の政権交代という現代日本にとって最も重要な政治現象について、政治学と経済学の双方からの報告が行われ、活発な議論が交わされました。研究報告と議論を通じて、当学会のめざ

す政治経済学の姿が浮かび上がってきたのではないかと思います。

各セッションの報告、討論、およびその後の議論の概要については、以下の大会報告を御参照ください。また、研究会後に開催された総会では、当学会の新規約が採択されました。本ニューズレターの13～14ページを御参照ください。

研究会、総会の後に高田牧舎で懇親会を行ないましたが、こちらもたいへんな盛況で、楽しい時間をもつことができました。また会の運営に当たっては、早稲田大学政治経済学術院の助手の皆さん、ならびに大学院政治学研究科に在籍中の院生の協力を得ました。助手の皆さんと院生諸君に感謝いたします。

2010年度の研究大会は、2011年3月5日(土)に開催されます。ふるって御参加のほど、よろしく御願ひ申し上げます。また、今年度の研究大会でも自由論題のセッションが設置されます。自由論題の応募の締め切りは、2011年1月11日(火)事務局必着とさせていただきます。詳細は以下の事務局だよりを御覧ください。皆様の応募をお待ちしております。

「政治経済学会」として装いを新たにいたしました当会が、政治学と経済学の双方の分野における先端的・萌芽的な研究を発表しあい、相互に刺激しあいながら議論をたたかわせていく場になっていくことを望みたいと思います。

各分科会の報告と討論

自由論題(1)

報告者 清水亮太郎(早稲田大学)
「社会科学における意味解釈的方法の可能

性—M. フーコーの「方法」をめぐる」
討論者 白井聡(日本学術振興会)

近年、遅ればせながら、政治学の分野においても「方法論の洗練」の必要性が主張されているが、数理演繹、計量帰納的方法に比して、意味解釈的方法においては、方法に関する意識が著しく乏しい。本報告は、この問題にアプローチするため、ミッシェル・フーコーの『知の考古学』の検討を通じて、いわゆる「言説分析」がどのような方法であり得るか、またはあるべきか、という理論的であると同時に実践的な考察を行い、政治学研究の現状に一石を投じるものであった。

本報告では、(i) 意味の単位、(ii) 実証性、(iii) 言説とその外部という観点から、『知の考古学』を検討し、「方法論的破産」

(H.ドレイファス/P.ラビノウ)を経て権力論へと移行する以前のフーコーの方法に内在する諸問題を論じつつ、報告者はその「方法ならざる方法」によって多種多様な言説をめぐめる考古学者としての仕事に魅力を感じており、方法として言説分析を採用することを自称する研究者はその困難を引き受ける覚悟を持たなければならないのではないかとの問題提起をおこなった。これに対し、『未完のレーニン』などの著作で知られる討論者の白井聡氏は、意味解釈的方法の再定式の必要性に同意し、現代のロシアにおけるレーニン研究の諸潮流を紹介するとともに、革命のような政治=社会変動を言説分析によって叙述する困難を指摘した。

報告者 川口かすみ(早稲田大学大学院)
「家族形成と自己決定(権)」
討論者 山元一(慶應大学)

本報告は、憲法の基本原則の一つである基本的人権のなかに同性愛者も含意すること

を、同性愛者間の婚姻（以下「同性婚」という）をめぐる自己決定（権）の問題に着目して明らかにしたものである。

本報告ではまず、同性愛者の同性婚という家族形成が、憲法上の自己決定権の保障範囲に含まれることを確認した後、次に、その実現において問題となる、これまで異性婚の法的保護を前提として解されてきた憲法24条についての解釈上の問題点を指摘し、最後に、今後の日本で同性愛者の上述の自己決定の実現のために、憲法24条下で同性婚に法的保護の付与の必要性を主張し、そのための同条の解釈上の解決策を提言した。

討論者の山元一氏からは、第一に、個別法のレベルにおける同性婚の法的保護について、新たに同性愛者に対する特別な法律を制定するのか、または、既存の個別法のなかで同性婚の法的保護も保障するのか、第二に、憲法24条を改正すればよいのではないのか、第三に、婚姻は二者間ではなく三者以上の形態などでは有効ではないのか、などの質問が主に提起された。

第一点に対しては、同性愛者に対する新たな法律の制定は、異性婚との差別に繋がるおそれがあるので、日本においては既存の民法下で同性婚に法的保護を付与すべきであると報告者は応答した。第二点に対しては、個人の尊厳と両性の本質的平等の憲法24条の理念が未だに実現されていない現在の多くの異性婚カップルの現状問題を報告者は指摘した上で、その問題が解決されずに憲法24条が改正されたら、同性愛者よりも異性愛者が圧倒的に多数である状況から、異性婚における上述のような問題の議論が優先され、同性婚の実現はむしろ困難になるとして、憲法24条を維持すべきであると報告者は主張した。そして、この報告者の憲法24条規定を支持する立場を踏まえ、第三点に対しては、憲法24条の規定上の二者間を表す文言に三者

以上の婚姻の形態はふさわしくないと報告者の見解を示し、また、個々人はたいてい、二者間において親密な関係を築きたいと思うのではないかという個々人の心情にかんする問題にも報告者は言及し、二者間の婚姻の妥当性を主張した。

その他、フロアからは同性愛者と性同一性障害者との関連についての質問、国家と家族の関係についての質問が提示された。これらの質問に対し、報告者は非常に重要であり、すぐに応答できる問題ではないので今後の検討課題にするとした。

報告者 辻健太（早稲田大学大学院）

「社会保障の基礎づけ論——法における人間像を中心に」

討論者 山元一（慶應大学）

社会保障の制度構想として、ベーシック・インカムが注目を集めている。本報告では、ベーシック・インカムに否定的であり、かつ社会保障の権利の基礎づけとして有力になりつつある自律基底的社会保障法論を検討することを通じて、それに代わる権利の基礎づけを論じた。

自律基底的社会保障法論は、社会保障の権利の根拠を憲法13条におく。しかし、自律能力を前提とし、消極的権利と解されてきた13条による基礎付けは、論理的に困難なものを含んでいる。それは、自律能力を既に個人に備わったものとして考えるのであれば、自律のための条件整備たる社会保障は不要という結論に達するからであり、自律能力を持つことを根拠に社会保障を正当化すると、能力のない者を排除してしまうという問題もあるからである。

したがって、自律は、社会保障の権利の基礎づけではなく、あくまで社会保障

の目的を規定する概念として用いられるべきである。同時に、社会保障の目的は自律以外の利益によっても規定される必要がある。

討論者の山元氏(慶應義塾大学)からは、報告中に紹介した「リアル・リバタリアン」の含意、佐藤幸治学説と報告者の議論との異同、ファーブルとラズの議論は接合するのか、自律とwell-beingの違い、報告者の議論だと過度の国家介入を招かないか、というコメントが出された。また、フロアからは、自律というものが観念できないような者の権利を論ずることの意味について疑問が提起された。

自由論題(2)

報告者 藤寄弘一(早稲田大学大学院)

「イギリスによる英仏協調の模索とレバント問題、1945-1946年 — 帝国、ユーラフリカ、冷戦—」

討論者 青野利彦(一橋大学)

本報告はイギリスの第二次大戦後の戦後構想の再検討を行うことを目的としたものであった。冒頭で研究状況の紹介がなされ、イギリスの戦後構想が大西洋同盟の構築であったという考えから、次第に西欧諸国をグループ化し、その主導国となることによって米ソに比肩する「第三勢力」となることであったとする研究が主流となってきたとされた。本報告はそれらの研究を前提としつつ、イギリスが、ひいては西欧諸国の大半が戦後においても依然として帝国であったということに注目し、そのことと戦後構想との関連を明らかにしようとするものであった。

戦後構想の実現へと向けてまず模索さ

れたのがフランスとの協調関係であったということも、フランスがイギリスに次ぐ版図を誇る植民地帝国であるということが作用していたのであり、イギリスの戦後構想は地中海諸国から中東、および北アフリカに至るイギリス帝国の生命線に沿った「ユーラフリカ」地域の安定であったと主張がなされた。

そしてソ連のポツダム会談におけるタンジェやレバント地域への関心の表明は、イギリス政府内に「ユーラフリカ」地域の重要性をめぐる議論を惹起し、それによってイギリスの「ユーラフリカ」地域を重視する戦後構想は強化されたという議論であった。

これに対し討論者の青野利彦氏からは、従来の研究においても多かれ少なかれ西欧諸国が帝国であったということには触れられてきており、そこでは帝国は与件となっているのではないかという疑問が呈された。

加藤貞澄(早稲田大学大学院)

「第二次大戦期における米英二国間のインテリジェンス分野での協力関係—訓練施設「キャンプX」とビルマ戦線101分遣隊の活動を中心に」

討論者 加藤哲郎(一橋大学)

本報告では、2007年～2009年の渡米調査において報告者が米国国立公文書館(NARA)で発見・抽出した一次資料に基づきながら、後の米国インテリジェンス機関の発展に少なからず影響を与えたと考えられる第二次大戦期の米英両国によるインテリジェンス要員訓練分野における協力体制の一端を明らかにし、また、その実践としてCBI(中国・ビルマ・インド)戦域で活動したOSS隷下・101分遣隊の活動と現地における訓練がどの

様に行なわれ、戦況に対しどの程度の影響力を有したかについて検証した。

英国が第二次大戦期にカナダ国内に設置したインテリジェンス要員の訓練施設であるキャンプX (ST103) において、米国インテリジェンス要員に対し施した訓練やノウハウの伝授といった援助は、米国インテリジェンス機関の発達に少なからず影響を与えた。OSS (戦略諜報局) が担った秘密工作や特殊作戦を行なう機能は後継機関のCIA (中央情報局) や特殊部隊に引き継がれることとなった。

CIAのwebサイトにはその前身である機関OSSからUSSOCOM (米特殊作戦軍・コマンド) へ特殊工作活動の理念が受け継がれたという記述が存在するが、これに関して特殊部隊、中でもUSSOCOM指揮下の米国特殊作戦陸軍に所属するSFG (特殊作戦群)、グリーンベレーという通称を持つ部隊について記述した資料には、大戦終了後に非正規作戦に従事する部隊の必要性からこの部隊が創設された時期に、その中核となったのは大戦期にOSSに所属しヨーロッパ戦線・アジア戦線で破壊・攪乱工作を行っていた隊員たちであったことから、グリーンベレーがOSSの「直系」であるとするものがある。

OSSの実質的なCBI (中国・インド・ビルマ) 戦域支局・実践 (実戦) 部隊である101分遣隊となる組織がその当初において目的としていたのは、中国におけるインテリジェンス活動及び準軍事的な作戦を指揮することであった。この部隊は中国・ビルマ・インド (CBIと略記される) 戦域のJ.W.スティルウェル將軍を直接的に支援しつつ、OSS (戦略諜報局) が有する各種資源 (リソース) をアジア大陸での作戦行動において全面的に展開する準備となるものとして計画された。人員の調達と各種の準備はOSSが結成される以前より、その前身であるCOI (情報調整

局) のSA/G (OSSにおけるSO部門の前身) 部局より始められていた。部隊の人員は上述のキャンプXにおいて訓練を受けた優秀な20人の士官と兵からなり、その指揮をスティルウェルの下で働いた経験があり、彼に良く知られていた士官カール・アイフラー大佐が務めた。101分遣隊が戦域で果たした役割は大きく評価された。戦後彼らの役割を受け継ぐ特殊部隊が生まれ、後にはそれらを集合した特殊作戦軍の形成に繋がっていくのであった (1980年代)。

報告者 白井洸志 (早稲田大学大学院)

“Monotone Comparative Statics of Characteristic Demand”

討論者 加藤晋 (東京大学)

今回の報告では、消費者需要の所得単調性の十分条件を示した。その条件は近年のミクロ経済学における主要な比較静学のツールである *lattice programming* の数学的一般化を用いて定式化される。結果として、内点解や微分可能性の仮定とは独立に、また消費集合の凸性にも依存しない条件が導出される。また、直接効用関数とその条件を満たすことが、余剰変分が所得単調性を満たすための必要十分条件となることも示された。後者は間接効用関数の性質を以って特徴づけられ、結果として、直接効用関数と間接効用関数の性質の *connection* についても示されている。

一方、討論者の加藤晋氏から、いくつかの有益なコメントをいただいた。中でも、本研究の結果が価格体系の線形性に依存しないことを用いて、租税の理論への応用可能性が示唆された。この点についても、今後研究を行う予定である。

分科会1 政治経済学の規範理論(1)

(GCOE「制度構築の政治経済学 期待実現社会に向けて (GLOPE II)」共催)

司会 須賀晃一 (早稲田大学)

報告者 鈴木朋哉 (早稲田大学大学院)

「統治術への懐疑と政治の肯定——アマルティア・センからの政治経済学批判」

報告者 上原賢司 (早稲田大学大学院)

「J・ロールズの「援助の義務」の射程とその優先性——「正義に適った貯蓄原理」との比較を通じて」

報告者 田中将人 (早稲田大学大学院)

「分配的正義の制度的ベースライン——J・ロールズとT・ネーゲルの規範的的制度論」

報告者 斉藤尚 (早稲田大学大学院)

「政治経済学的アプローチによる世代間正義の問題——デモクラシーの持続可能性という観点から」

討論者 若松良樹 (成城大学)

討論者 宇佐美誠 (東京工業大学)

討論者 谷澤正嗣 (早稲田大学)

鈴木報告は、政治経済学をめぐる現在の状況を、政策言説における社会科学の覇権という観点から問題化したものであった。本報告では、ミシェル・フーコー『生政治の誕生』を社会科学の系譜学という観点から解釈し、現代的含意と問いを提出したうえで、アマルティア・センの知的営為の意義を検討するという作業を行った。フーコーに従って現代の統治理性を「新自由主義的統治理性」と特徴づけると、現代の政治経済学はこの統治理性を可能にする「真理」に基づく「統治」術ということになる。センにおいてはこの「統治」とそこからはみ出す「政治」としての社会選択論が有効な仕方と連結され、「新自由主義的統治理性」の時代における一つのオルタナティブとなっていることを確認した。

コメンテーターからは、その問題設定の意義に関しては賛同するものの、「統治」と「政治」という対立的な枠組みがセンに正しく当てはまるかどうか、ひいては「理論と実践」という構図に回収されてしまうのではないかという指摘がなされた。こうした指摘に対し報告者は、論証の不十分性に関しては認識したうえで、センの理論の実践的な含意としては、社会選択論は統治の合理化に関わるというよりは「政治」の肯定を意味し、開発論は「統治」に関わるということを主張することによって応答を行った。

上原報告は、「J・ロールズの『諸人民の法』における援助の義務は各々の国内社会における正義に対して優先的に遵守されるべきなのか」という問題を、世代間正義の原理である「正義に適った貯蓄原理」との比較を通じて検討したものであった。現在世代の正義に一定の制約を課す貯蓄原理と援助の義務との様々な類似点から援助の義務の優先性は推定されるものの、本報告では、異なる社会に対して働く援助の義務の特徴から、こうした推定が妥当でないということを論じている。そうした議論を経て、『諸人民の法』においても援助の義務以前に優先的に遵守されるべき義務として、国際的な協働の公正さにかかわる義務、世界中の人びとの人権を尊重するようなグローバルな基本的義務があるのではないかということを示唆している。

これに対して討論者からは、グローバルな正義と国際的な正義を同義のように扱うことは適切でないこと、『諸人民の法』はあくまで諸人民が主体の国際的な正義でしかないのではないかという指摘がなされた。それに対して報告者からは、正義の主体の問題としてではなく射程の問題として考えた場合、世界中の人びとの人権

の尊重という『諸人民の法』に原理はグローバルな正義とみなせるのではないか、という応答がなされた。それを受けてフロアからは、『諸人民の法』とグローバルな正義との関係性についての議論がなされた。

田中報告では、分配的正義の正義をめぐる問題を考察する場合、公正な社会的協働のための諸条件が保障された社会制度の確立を基礎的なものとしなければならないとする両者の考えをとりあげ、主に両者の異同に注目しつつ、彼らの議論にみられる利点と難点とが論じられた。ロールズの議論は理念的には整合した見解を提出できているが、その実現化については具体的に示されておらず、その逆に、ネーゲルの議論は実現化についても主張を行なっているが、その際に〈客観的価値と主観的価値の合成〉という分析枠組みを導入し、一定の成果をあげられているものの、理念的には最終的に整合しない部分を抱え込まざるをえない。そこで、両者の利点を受継ぎつつ難点を避けるためには、基本財の性質について再考することが必要だと結論された。

討論者からは、「政治経済学の規範理論として、この議論が具体的にはいかなる含意をもつか」、「ネーゲルの枠組みでは、ジェンダーのような社会的属性はどのような価値とされるのか」という質問が寄せられ、それらをめぐって議論が行なわれた。

斎藤報告は、ジョン・ロールズの貯蓄原理を中心に世代間正義の問題を論じた。先行研究において、この問題は現在世代と将来世代の道徳的関係性の構築の可否という観点から論じられることが多い。これに対して、本報告は、貯蓄原理の採択が、世代を超えた正義にかなう制度維持のための自然的義務によって基礎づけられることを参照しながら、現在世代と将来世代は同一制度の下にある市民として、ともに制度維持の義務と、良好

な環境下で生活を営む権利とをもつと論じることを目的とした。そのためにもまず、ロールズは貯蓄原理が原初状態において当事者の自然的義務および合理性によって採択されると論じることを示した。次に、アローやブキャナンらの先行研究に依拠しながら、貯蓄原理は個人の合理性から導出されないと論じた。最後に、先行研究において権利説の批判の根拠として用いられるパーフィットの非同一性問題の解消をつうじて、憲法の権利主体とは世代を超えた人民であるがゆえに、将来世代は権利主体でありうると論じた。

これに対し討論者から、権利非対応の義務説があるために、必ずしも権利と義務を対応関係にして論じる必要はないのではないか、また、富の貯蓄を意味する貯蓄原理は環境問題を解決できないのではないかと、といった指摘がなされた。

分科会1 政治経済学の規範理論(2)

(GCOE「制度構築の政治経済学 期待実現社会に向けて (GLOPE II)」共催)

司会 齋藤純一 (早稲田大学)

報告者 井之口智亮 (早稲田大学大学院)

「政治的討議のためのシティズンシップ教育——個人の自律と他者への共感という概念を軸として」

報告者 金慧 (早稲田大学)

「カント法哲学における私的所有の正当化について」

報告者 田畑真一 (早稲田大学大学院)

「法による社会統合——J・ハーバーマスにおける法の位置づけの変化」

討論者 若松良樹 (成城大学)

討論者 宇佐美誠 (東京工業大学)

討論者 谷澤正嗣 (早稲田大学)

井之口報告は、シティズンシップ教育

(citizenship education)において涵養されるべき政治的な能力や資質、すなわち、政治的徳性(political virtues)に関して、1990年代以降の主にアメリカの政治理論家の議論を、政治的意見形成・決定形成における討議の意義を強調する討議デモクラシーという観点から検討することを目的とした。近年、リベラル・デモクラシー体制を採用している欧米諸国では、そして日本においても、リベラルで民主的な社会の維持と発展に能動的に参加する市民を育成することを目標とするシティズンシップ教育というトピックへの関心が高まっている。その一方で、リベラルで民主的な社会の担い手を育成するという課題には、このような「流行」ともいべき実践面での関心の高まりに先んじる形で、政治理論家も規範理論の立場から取り組んできた。シティズンシップ教育に関する規範的議論を検討しておくことには、この主題をめぐる昨今の議論に見通しを与えるという意義があると、報告者は考える。

本報告ではまず、シティズンシップ教育のカリキュラムの内容について、すなわち、この教育においてどのような政治的徳性を涵養すべきなのかという問いについて論じた。この問いに対する一つの有力な見解としては、政治的共同体の安定性を確保するという機能的観点から、必要とされる政治的徳性が限定されなくてはならないというミニマリスト的な立場がある。しかし報告者は、ミニマリスト的な立場に与しない。報告者が支持するのは、公共的討議への参加に必要とされる政治的徳性として、批判的な思考能力としての個人の自律(autonomy)のみならず、他者に対する共感(sympathy)や開かれた心性の重要性を強調し、他者の道徳的コミットメントを内在的に理解しようとする試みを重視する、カラン(E. Callan)やガットマン(A. Gutmann)の立場である。これらの能力・資質の養成を

めざすシティズンシップ教育の構想は、要求が高いといえるかもしれない。しかし、こうした道徳的に野心的なシティズンシップ教育を擁護するための積極的根拠として、「支配(domination)の不在としての自由」という共和主義的自由の実現があることを報告者は指摘した。

報告の後半では、討議に関する政治的徳性を涵養することを目標とするカリキュラムを有効に実施するための制度的条件について論じた。具体的な論点としては、すべての学生に共通して課せられるシティズンシップ教育のカリキュラムと、宗教的・文化的集団が自分たちの独自の道徳的信念や生き方を子供たちに継承させることを目的とする分離教育(separate education)の関係や、教育バウチャー制度の導入とそのシティズンシップ教育に対する影響といった論点を検討した。

金報告では、カント法哲学における私的所有の正当化の論理とその含意について検討した。カントの所有論は、所有とはいかなる意味なのかという問いから出発して、その答えとなる定義の前提をさらに求めるといった遡及的な方法論をとる。本報告では、このプロセスの終結にカントが提示する地球の「根源的共有」という理念には3種類の解釈が可能であることを指摘し、従来あまり注目されてこなかった3番目の解釈にしたがえば、生まれた場所や選択の余地なく移住せざるをえなかった場所を占有することは権利として認められるという含意があると論じた。

討論者からは、ロック所有論との異同に関して、またカントが論じる「許容法則」が所有論においていかなる位置を占めているのか、などについて質問があった。

田畑報告では、1980年代においてハー

バーマスがどのようにして「法をメディアとした社会統合」という構想を展開させたのかを検討した。『コミュニケーションの行為の理論』の時点では否定的なものとして描かれていた法が、『事実性と妥当性』においては社会統合のためのメディアとして重要な位置を占めるようになる。本報告はこの点に注目し、このような法理解の変化を二分法的な法理解から手続き主義的な法理解への移行として捉え、この移行に伴い政治過程についての理解もシステム論的な構図からの脱却したことを示した。この変化によって法は社会統合のメディアとして機能することが可能となり、生活世界とシステムとをつなぐ蝶番の役割を果たすこととなることを明らかにした。

討論者からのコメントとしては、ハーバーマス研究内における本報告の位置づけとハーバーマスの1980年代の法理解の変化にドイツ学会内での議論の影響があったのではないかという点が指摘された。

分科会2 政治学は保健医療を語るか

司会 高田宏史 (早稲田大学)

報告者 田村 健一 (早稲田大学)

「保健政策が死亡率に与える影響——「人口動態統計」の分析」

報告者 小久保亜早子 (早稲田大学大学院)

「病気腎移植」の政治学——「腎移植」システムと「腎不全医療」文化」

報告者 的射場 瑞樹 (早稲田大学)

「病めるときも、健やかなるときも」——健康と医療をめぐる政治的考察」

討論者 会田薫子 (東京大学)

田村報告では、自治体の政策が死亡率に与える影響についての分析が行われた。貧しさや不平等が不健康をもたらすという国家間比較から得られた知見を受け、ロールズを援用して不平等の是正を求める議論がある。それを踏まえ、厚生労働省「人口動態統計」のデータを集め、住民基本台帳や国勢調査のデータと組み合わせ、死因別、年齢別の死亡率を計算し、都道府県ごとの死亡率が目的別歳出、健康診断受診率、交通事情などによって説明できるかをパネルデータ分析によって検証した。その結果、胃がん、急性心筋梗塞、脳梗塞といった主要な死因では労働費や商工費が多いと死亡率が下がる傾向、また土木費や農林水産業費が多いと死亡率が上がる傾向が見出された。またすい臓がんや白血病のように原因が必ずしも明確でない死因では、地域による死亡率の差も明確でなかった。主な死因のなかでも、交通事故と自殺はそれぞれ特徴的な傾向が見出された。

討論者からは、浩瀚なデータを収集し、慎重な分析を行ったことを評価したうえで、白血病のなかでもウイルスによるものについては地域差が見られること、また老衰のように医師によって解釈の異なる死因が存在することなどが指摘された。

小久保報告は、「病気腎移植」をめぐる社会の動きを、日本移植学会と瀬戸内グループの力学という視点から分析した。

移植とは、待機リストに基づいて臓器を配分するというきわめて高い公平性が要求される制度である。この高度な「公平性」を確保してきたのが日本移植学会であるが、この制度とはべつに、瀬戸内グループにより「病気腎移植」が行われていたこと(1990年代～2006年)が判明した(2006年)。病気腎移植の医学的妥当性の疑義とインフォー

ムド・コンセントの不備などを理由として、すぐに厚生労働省の原則禁止の声明が出された。これは日本移植学会が導いたものと考えられるが、学会はさらにこのグループの米国移植学会での発表を阻止した(2007年)。日本移植学会はみずからの正当性を示そうとしたのだ。なぜなら、日本移植学会を中心とする腎移植制度と、瀬戸内グループによる腎移植制度の二重のシステムが存在することは、日本の腎移植制度の公平性を傷つけることになるからだ。

禁止声明のあと、患者たちからの反発が起こり、医師たちのための署名活動や患者団体の会が結成されたり、患者が学会を相手に裁判(2008年)を起こすという動きもあった。こうした現象は、瀬戸内グループの「腎不全医療」文化を背景としていたと考察した。すなわち、医師と患者の関係は、個人主義的な契約関係(インフォームド・コンセントの思想背景である)とは別の、長い歴史からなる「ぶあつい」ものである。

討論者からは、移植医療の分析として、このような視点は珍しいが、報告者が医師であるならば、医学的な視点からの分析もほしいとの指摘がなされたが、こうした問題では、医学的な議論が強調されがちで、そのため社会は議論から退いてしまい、問題解決に向けての討議は進まなくなってしまったため、今回は違う視点に焦点を当てた旨を返答した。

的射場報告では、2000年から厚生省によって実施されている第三次国民健康づくり運動(「健康日本21」)およびその根拠法令として2003年に施行された健康増進法の分析し、そこにおいて、人びとに自身の心身を自己責任のもとで管理させ、それによって公的社会保障費や医療費を圧縮し、公的責任を軽減させるといふ統治の戦略が現れていると論じた。戦後日本は、

疾病構造が感染症主体のものから慢性疾患主体のものへと変化し、予防医療の重要性が高まったが、それは各人の生活習慣に病因を帰す健康自己責任のイデオロギーに還元されていったのである。討論者からは、人口の高齢化と医療費の相関関係に関する議論に用いたデータが日本の事例ではなくアメリカの事例であることについての指摘があった。

共通論題 《政治経済学からみる政権交代》

司会 瀬川至朗(早稲田大学)

報告者 田中愛治(早稲田大学)・永田良(早稲田大学)

「政権交代の政治経済的説明とGLOPEIIの試み」

報告者 若田部昌澄(早稲田大学)

「政権交代からみた政治経済学」

討論者 小西秀樹(早稲田大学)

討論者 瀬川至朗(早稲田大学)

共通論題は、GCOE「制度構築の政治経済学:期待実現社会に向けて(GLOPE II)」との共催で開かれ、「政治経済学からみる政権交代」というテーマの下、3人の会員が報告を行った。田中愛治、永田良両会員の各報告は、なぜ自民政権が長期間続いたのか、そしてなぜ2009年に政権交代が起こったのかという2つの問題について、一貫した説明を試みるものであった。これに対して若田部昌澄会員の報告は、主に、政権交代が起きた後の民主党政権の経済政策を検討するものであった。

田中会員の報告「CASI Survey Research and the 2009 General Election in Japan: Explaining the 2009

General Election in Japan」は、まず自民党政権の長期存続と 2009 年の政権交代の両方について、先行研究が示してきた 3 つの観点による説明（選挙制度、政治文化、クライエンタリズム）の妥当性を検討し、それが十分ではないことを明らかにした。そこで持ち出されるのが「システム・サポート」に注目した仮説である。それは、有権者は自国の政治経済システムを否定するような政党には投票しないというものである。いくつかのデータを用いて仮説を検証し、それが先行研究の不十分な部分を補うものであるとの主張がなされた。

永田会員の報告「政権交代の経済的要因」は、政権交代に至るプロセスが長期に渡るものであった点に着目して、「社会資本ストック」を軸とする仮説を提示した。社会資本の整備・充実には長い時間が必要とされ、また長期に渡ってこそその効力が発揮される。自民党はまさにその社会資本を提供し続けてきたからこそ、長く政権を維持できたというわけである。逆にいえば、そうした自民党が選挙で負けて政権交代が起きたのは、社会資本の整備・充実がそれなりに進んだために同党が用済みになったからだと考えられる。この仮説に対して、数学的モデル分析を基調とした合理的な説明がなされた。最後に今後の課題として、現実のデータによる実証が必要であるとの認識が示された。

若田部会員の報告『「政治を科学する」：政権交代からみた政治経済学』は、民主党政権の経済政策について批判的検討を加えるものであった。その経済政策には 3 つの特徴があるという。それは①所得再分配という目標に傾斜している、②特定分野へのこだわりが見られる、③

企業と家計の対立図式が強調されている、というものである。具体的なトピックとしては、同政権の「新成長戦略（2009 年 12 月策定）」および金融政策が取り上げられ、数字のつじつまが合わないなどいくつかの問題点が指摘され、考えられる要因について検討がなされた。こうした議論を踏まえた上で暫定的な結語として述べられたのは、政策決定過程での利益と知識の関係を整理する必要がある、また政策決定過程の科学としての政治経済学では、利益と知識の間の相互依存関係を考える必要があるということであった。

3 人の報告の後、討論者の小西秀樹会員が各報告の内容を要約した上で、それらはまとめて政治経済学的均衡という観点から、統一的に把握することが可能ではないかという見方を示した。続いて、司会・討論者の瀬川至朗会員から、報告者に対して 4 つの質問が投げかけられた。①田中報告：「期待」や「予想」はシステム・パフォーマンスの評価にどう関係するのか。②永田報告：道路や橋など、ハードな社会資本ストックとは違う、ソフトな社会資本ストックについてはどう考えるべきか。③若田部報告：「期待」や「予想」は GDP にどう関係するのか。④全体：日本における新自由主義の台頭は、各報告にとってどのような意味をもつか。それぞれの質問に対して報告者が応答し、活発な議論が展開された。

最後に、フロアの飯田健会員から永田報告に対して、今回の話は日本以外の国にも当てはまるのかという質問がなされた。永田会員は、そうなることを期待して今後研究の幅を広げていき、現時点の仮説をより一般的なものに発展させていきたいと答えた。そして飯田会員からは、

それに役立つと思われる最新の研究動向が紹介された。

2009年の政権交代という歴史的な出来事をどう理解すべきか。今、政治経済学は、極めて現代的で重大な問いを突きつけられている。これに真正面から取り組んだ今回の共通論題は、早稲田政治学会が政治経済学会に名前を変えて再スタートを切った、最初の研究大会にふさわしいものだったといえるだろう。

政治経済学会規約

第1条 名称

本会は政治経済学会(Japan Association of Political Economy)と称する。

第2条 目的

本会は、政治学・経済学・政治経済学の研究を促進し、会員相互の交流を図ることを目的とする。

第3条 活動内容

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- 1) 会員相互の連絡、ニュース・レターの発行、Websiteの作成、名簿作成
- 2) 研究会・講演会などの開催
- 3) その他、理事会において適当と認められた活動

第4条 会員資格

会員資格本会の会員資格は以下の通りとする。

- 1) 博士課程に在籍し、政治学、経済学、政治経済学に関わる研究に従事する者
- 2) 政治学、経済学、政治経済学に関わる研究・教育に従事している者およびその経験がある者
- 3) その他理事会が認めた者

第5条 会員区分

会員は以下のように区分される。

- 1) 第4条1) に該当する会員を「学生会員」と呼ぶ。
- 2) 第5条2) もしくは3)に該当する会員で満70歳未満の者を「一般会員」と呼ぶ。
- 3) 第4条2) もしくは3)に該当する会員で満70歳以上の者を「特別会員」と呼ぶ。

第6条 会費

会員は、会員区分に応じ、以下に定めた年会費を納めなければならない。

- | | |
|---------|-------|
| 1) 学生会員 | 1000円 |
| 2) 一般会員 | 2000円 |
| 3) 特別会員 | 0円 |

第7条 役員

本会の運営のため、以下の役員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1) 代表理事 | 1名 |
| 2) 理事 | 10名 |
| 3) 監事 | 2名 |
| 4) 事務局長
(副事務局長 1名) | 1名 |
| 5) 会計主任
(副主任 | 1名
1名) |

第8条 役員を選出

- 1) 理事は、一般会員よりなる選挙人による選挙によって選出される。
- 2) 1)にいう選挙人とは、選挙実施時において三年以上本学会の一般会員として在籍していた者とする。被選

挙人も同様の条件を満たしていることを必要とする。

- 3) 理事会は代表理事を互選で選出する。
- 4) 副代表理事は代表理事が理事より推薦し、理事会の承認を経て選出される。
- 5) 事務局長および会計主任は代表理事が理事会に理事より推薦し、理事会の承認を経て選出される。
- 6) 会計副主任、副事務局長は、それぞれ会計主任と事務局長の指名により選出される。なお副事務局長と会計副主任は理事である必要はない。

第9条 代表理事の任期

代表理事の任期は2年とし、再任はできないものとする。

第10条 理事および監事

理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 代表理事および理事の職務

代表理事は本会を代表し会務を統括する。理事は理事会を組織し、会務を執行する。

第12条 監事の職務

監事は会計および会務の執行を監査する。

第13条 理事会および総会

- 1) 理事会は3月、7月、および10月に各年度合計で最低3回開催されなければならない。
- 2) 理事会は各年度において少なくとも1回、総会を招集し、会計報告および会務報告(事業報告および事業計

画)をしなければならない。

- 3) 総会の議決は出席会員の多数決による。

第14条 規約の変更

本規約は、総会においてその出席会員の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

付則 本規約は2010年4月1日より発効する。

事務局だより

<p>【2009年度総会議事録】 日時：2010年3月6日（土曜日）18時15分～18時45分 場所：早稲田大学26号館地下多目的講義室</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小計</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">531,063円</td> </tr> <tr> <td>2009年度繰越金</td> <td style="text-align: right;">2,262,167円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,793,230円</u></td> </tr> </table>	小計	531,063円	2009年度繰越金	2,262,167円	合計	<u>2,793,230円</u>
小計	531,063円						
2009年度繰越金	2,262,167円						
合計	<u>2,793,230円</u>						

議題：

- | | |
|--|---|
| <p>1. 代表幹事挨拶 佐藤 正志代表幹事</p> <p>2. 2008年度 会計報告
 梅森 直之監事
 中村 英俊監事</p> | <p>3. 政治経済学会規約について</p> <p>4. 2010年度事業計画について</p> <p>5. その他</p> |
|--|---|

早稲田政治学会 2008年度会計報告
 (2008年4月1日から2009年3月31日まで)

収入

2008年度繰入金	2,336,032円
2008年度会費納入	
郵便振り込み	352,000円
現金	52,000円
会費小計	404,000円
懇親会費	42,000円
利子	1,198円
謝礼金の寄付	10,000円

合計 **2,793,230円**

支出

大学院生アルバイト代	22,800円
通信費	67,200円
消耗品費	4,233円
印刷製本費	60,226円
パソコン	115,290円
印鑑代	9,135円
当日諸経費	252,179円

**【政治経済学会 第2回研究大会 自由論
 題報告公募のお知らせ】**

2011年3月5日（土曜日）に開催される政治経済学会の第2回研究大会では、自由論題報告を開催いたします。下記の要領にしたがってご応募くださるよう、お願い申し上げます。

日時：2011年3月5日（土） 10時～12時（予定）

報告の様式：論題は自由です。報告者はレジュメまたはフルペーパー（コピーは各自でご用意願います）を配布し、25分程度で報告を行います。報告時間は厳守してください。なお、テーマにしたがって企画委員会でコメンテーターを選任します。

募集人員：6～8人の報告者を募集します。
 応募資格：会員全員からの応募を歓迎します。ただし原則として、会員のうち、院生を含む若手の登竜門として行われる報告会であることをご承知おきください。なお、英語での報告も可能です。

応募方法: 報告希望者は 2011 年 1 月 11 日

(火) までに (当日必着)、氏名、所属、連絡先 (確実に連絡の取れる電子メールアドレスを必ずお書きください)、報告の分野およびテーマを明記した報告希望書と、800 字～1,200 字の報告要旨を、電子メールの添付ファイルでお送りください。2011 年 1 月中旬までに企画委員および幹事が審査を行い、報告者を決定いたします。

ご不明の点がおありの節は、事務局までお問い合わせください。応募および質問のメールは、以下までお寄せください。

事務局メールアドレス

jape-office@list.waseda.jp

【会費納入について】

会費は、同封してある振り込み用紙にて、2010 年度分を、郵便局を通して納入下さい。口座番号と会費は以下の通りです。なお、今年度より振込先の口座番号、口座名義が変更されておりますので、御注意ください。

郵便振替の場合

00180-5-441193

口座名称 政治経済学会

口座名称 (カナ) セイジケイザイガッカ
イ

銀行振り込みの場合

ゆうちょ銀行 (9900)

店番 019

店名 (カナ) 〇一九店 (ゼロイチキュウ
店)

預金種目 当座

口座番号 0441193

口座名義 セイジケイザイガッカイ

年会費

現職の教員、研究員、助手 : 2000 円

退職者、院生、ポストドクター : 1000 円

年会費につきましては、学会の円滑な運営のために、早い時期に納入いただければ幸いです。2009 年度以前の会費を未納のかたは、この機会に合わせて納入していただけますよう、お願いいたします。

なお、休会の規定は設けておりませんので、ご了承のほどお願いいたします。

2010 年 11 月

発行: 政治経済学会

代表理事 佐藤 正志

事務局長 田中 孝彦

〒169-8050

東京都新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学政治経済学術院 田中孝彦研究
室気付

政治経済学会 事務局

TEL 03-3208-8534

FAX 03-3208-8567